

**「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務及び
「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務仕様書
(令和元年度だし活！減塩ビジネス推進事業)**

1 目 的

(1) 「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務

県では、県産だしを活用し、おいしく減塩を推進する「だし活」の定着に向けて、家庭と学校給食を中心に普及活動を展開してきたところである。

この結果、健康意識が高い県民に「だし活」による減塩が定着してきたものの、県民の減塩を一層推進するためには、減塩に関心が低い若い世代や健康意識の低い人も減塩できる取組が必要である。

そこで、健康に関心のある人もない人も、食生活を変えずに減塩できる「無意識の減塩」環境を構築するため、スーパー等の企業が、県産素材を活用しながら自社製品の減塩化に自主的に取り組む減塩ビジネスモデルの実証と普及に取り組むものである。

(2) 「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務

更なる「だし活」の推進のために、旬の野菜を新たなツールとして、体内の塩分を排出する生理機能（カリウムを含む野菜摂取を促し、体内のナトリウムを排泄）を活用しながら、「だし活」の普及啓発を実施する。

このため、家庭で無理なく美味しく減塩した料理を作るツールとして、「だし」にも活用でき、併せてカリウムを摂取できる「旬の野菜」を活用した「だし活」啓発資材の制作を行う。

制作した啓発資材は、小中学校から普段料理をする主婦など一般県民に対し広く周知し、「だし活」の機運を高めるものである。

2 委託業務名

「無意識の減塩」環境づくり運營業務及び「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務

3 履行期限

令和2年3月27日(金)

4 委託業務の内容

(1) 「無意識の減塩」環境づくりプロモーション運營業務

ア 「無意識の減塩」環境づくり調査研究補助業務

- ・受託者は、「無意識の減塩」環境づくり調査研究を行っている青森県立保健大学、企業（1～3企業を想定）及び県との連絡調整を行うこと。主な連絡調整の内容は次のとおり。

- ①POSデータ受渡しの補助（データ抽出に係る費用支払も含む）
- ②販売動向等報告の補助

- ③総菜開発等打合せ日程調整及び打合せの運営補助（1～3企業5回程度を想定）
- ④研究対象食品の分析の補助（6商品程度分析機関に依頼することを想定）
- ⑤研究結果概要版の制作（電子納品のみ）
- ⑥その他、調査研究にあたって出てくる課題解決の整理

イ 「無意識の減塩」環境づくりプロモーションの実施

- ・受託者は、「無意識の減塩」環境づくりを他の企業にも広めるため、スーパー・総菜製造業者を対象に、減塩ビジネスの検証結果を普及する研修会を2月を目途に1回開催すること。
- ・検証結果を普及する研修会を実施する場合は、県と協議しながらプログラムを構成し、調査研究を担当する青森県立保健大学吉池教授を講師とすること。
- ・受託者は、「無意識の減塩」環境づくりのための効果的な啓発活動を県に提案し、実行すること。

（2）「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務

ア カレンダーの制作

- ・県産だしと季節に応じた旬の野菜を時期別に記したカレンダーを制作することにより、県産野菜の利用と、だしのうま味を活用して美味しく減塩する「だし活」の取組を、小中学生を対象に普及啓発する内容のものとする。
- ・カレンダーに掲載する野菜は、24品目とし、県農林水産部農産園芸課制作「平成30年度版あおもりの野菜っこ」を参考とすること。
- ・カレンダーは、2,500部制作し、県は、県内小中学校（小学校：287、中学校：162）に配布し若い世代に向け「だし活」の推進を図る。
- ・電子媒体を公式SNSに掲載し、小中学生以外の若い世代にも「だし活」の推進を図るものとする。

イ 「だし活」×「旬の野菜」情報冊子（カレンダー付き）の制作

- ・県産だしと季節に応じた旬の野菜を時期別に記した情報冊子を作成することにより、家庭における調理を促進し、「だし活」の取組を一般県民に普及啓発するような内容のものとする。
- ・情報冊子に掲載する内容は、上記アに関連する野菜及び「旬の野菜」を活用した「だし活レシピ」とし、24品目とすること。
- ・情報冊子は、4,500部制作し、簡易包装した状態で納品し、県は、制作した情報冊子を、だし活PR活動等で配布する。
- ・電子媒体を公式SNSに掲載し、若い世代にも「だし活」の推進を図る。

ウ 「だし活」×「旬の野菜」レシピ動画の制作

- ・「旬の野菜」を活用した「だし活」レシピ動画を制作することにより、若い世代の家庭における調理を促進し、「だし活」の取組を普及啓発する内

容のものとする。

- ・レシピ動画は、1品あたり30秒～90秒のものとし、12～24品目制作する。
- ・レシピは、手軽で簡単に調理可能でかつ、美味しく減塩できるものであること。
- ・動画は、公式SNSに掲載する。

エ だし活PR業務資材の制作

- ・新たに、カリウムを含む野菜の摂取でナトリウムを排出する機能等を合わせた「だし活」PR業務を強力に実施することから、割烹着・手ぬぐいを10着、PRパネル等の啓発資材を制作する。
- ・どの職員でも同じ品質でPR業務が行えるようPR資材を入れるケースを2ケース制作する。

オ 「だし活」SNS情報発信

- ・受託者は、(ア)～(ウ)で作成した成果物を効果的に公式SNS等で県と協働して発信すること。
- ・その他、「だし活」や「旬の野菜」がキーワードとなる事柄があった場合、定期的に県と連携しながらSNSを更新し、効果的な普及啓発を図ること。

カ その他

- ・ア～ウの制作にあたっては、「だし活」×「旬の野菜」普及啓発物編集会議を開き、「旬の野菜」や「レシピ」を決定すること。
- ・会議には、青森県農林水産部総合販売戦略課、食の安全・安心推進課及び健康福祉部がん・生活習慣病対策課職員を出席させること。
- ・啓発物制作にあたっては、野菜ソムリエ等必要な専門家を招へいし実施すること。

(3) その他必要な業務

- ・県が行う「令和元年度だし活！減塩ビジネス事業」についての補足支援など、その他必要な業務を行う。

5 成果品

「4 委託業務の内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書を紙及び電子媒体（CD-R等）で1部提出すること。（著作物、デザインデータを含む。）

6 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著

作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

(4) 受注者は、青森県並びに県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

7 その他

執行金額について、(1)「無意識の減塩環境づくり」運營業務については、1,715千円以内、(2)「だし活」×「旬の野菜」普及啓発推進業務については、5,548千円以内とすること。

委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。

業務の実施に当たっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。